

◎貸出金科目別残高(平均残高)

[単位：百万円]

	平成22年9月期			平成23年9月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
手形貸付	108,494	—	108,494	108,078	—	108,078
証書貸付	920,655	—	920,655	934,855	—	934,855
当座貸越	60,837	—	60,837	57,057	—	57,057
割引手形	7,983	—	7,983	8,381	—	8,381
合計(銀行勘定)	1,097,970	—	1,097,970	1,108,372	—	1,108,372
信託勘定貸付	9,438	—	9,438	7,674	—	7,674
総合計	1,107,409	—	1,107,409	1,116,047	—	1,116,047

◎貸出金の残存期間別残高

[単位：百万円]

	平成22年9月期			平成23年9月期		
	総貸出金	うち変動金利	うち固定金利	総貸出金	うち変動金利	うち固定金利
1年以下	144,113	—	—	156,951	—	—
1年超3年以下	72,180	15,583	56,596	55,575	17,092	38,483
3年超5年以下	73,076	31,447	41,629	74,671	29,138	45,533
5年超7年以下	70,539	33,214	37,324	76,888	34,772	42,116
7年超	685,417	383,613	301,804	694,956	389,443	305,512
期間の定めのないもの	67,229	5,146	62,083	67,633	4,850	62,782
合計	1,112,557	483,689	628,867	1,126,676	488,895	637,781

[注] 残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしておりません。

◎貸出金業種別内訳

[単位：百万円、%]

	平成22年9月期		平成23年9月期	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
国内				
製造業	38,535 (38,796)	3.46 (3.46)	38,335 (38,515)	3.40 (3.40)
農業、林業	823 (826)	0.07 (0.07)	422 (424)	0.04 (0.04)
漁業	549 (549)	0.05 (0.05)	562 (562)	0.05 (0.05)
鉱業、採石業、砂利採取業	2,589 (2,589)	0.23 (0.23)	2,539 (2,539)	0.23 (0.22)
建設業	51,168 (51,393)	4.60 (4.58)	49,477 (49,643)	4.39 (4.38)
電気・ガス・熱供給・水道業	3,434 (3,434)	0.31 (0.31)	5,238 (5,238)	0.46 (0.46)
情報通信業	9,280 (9,304)	0.84 (0.83)	9,333 (9,357)	0.83 (0.83)
運輸業、郵便業	16,949 (16,981)	1.52 (1.51)	16,696 (16,731)	1.48 (1.48)
卸売業、小売業	123,444 (124,524)	11.10 (11.11)	112,634 (113,612)	10.00 (10.02)
金融業、保険業	15,488 (15,500)	1.39 (1.38)	19,549 (19,549)	1.74 (1.72)
不動産業、物品賃貸業	196,737 (200,368)	17.68 (17.87)	210,806 (213,687)	18.71 (18.84)
各種サービス業	134,215 (135,474)	12.07 (12.08)	123,403 (124,378)	10.95 (10.97)
地方公共団体	106,668 (106,668)	9.59 (9.51)	103,469 (103,469)	9.18 (9.12)
その他	412,671 (414,969)	37.09 (37.01)	434,206 (436,206)	38.54 (38.47)
合計	1,112,557 (1,121,382)	100.00 (100.00)	1,126,676 (1,133,917)	100.00 (100.00)

[注] 1. ()書きは信託勘定を含んでおります。
2. 海外及び特別国際金融取引勘定分は該当事項ありません。

◎貸出金残高・支払承諾見返額の担保別内訳

[単位：百万円]

	平成22年9月期		平成23年9月期	
	貸出金残高	支払承諾見返額	貸出金残高	支払承諾見返額
有価証券	318	—	2,102	—
債権	15,060	49	14,296	36
不動産	247,034	3,396	260,580	3,181
商品	—	—	—	—
その他	163	3	146	2
信託受益権	1,708	—	1,615	—
計	264,286	3,448	278,741	3,220
保証	522,132	54	535,783	35
信用	334,962	8,955	319,392	8,029
計	1,121,382	12,459	1,133,917	11,285
(うち劣後特約貸出金)	(1,500)	—	(2,000)	—

[注] 信託勘定を含んでおります。

◎中小企業等に対する貸出金残高

[単位：百万円、%]

	平成22年9月期		平成23年9月期	
総貸出金残高	1,112,557	(1,121,382)	1,126,676	(1,133,917)
うち中小企業等貸出金残高	929,211	(937,971)	945,303	(952,449)
(総貸出金残高に占める割合)	83.52	(83.64)	83.90	(83.99)

[注] 1. ()書きは信託勘定を含んでおります。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人、サービス業は100人)以下の企業等であります。

◎貸出金資金使途別残高

[単位：百万円、%]

	平成22年9月期		平成23年9月期	
総貸出金残高	1,112,557	(1,121,382)	1,126,676	(1,133,917)
うち設備資金	642,006	(649,076)	671,109	(676,672)
(総貸出金残高に占める割合)	57.70	(57.88)	59.56	(59.67)
うち運転資金	470,550	(472,305)	455,567	(457,245)
(総貸出金残高に占める割合)	42.30	(42.12)	40.43	(40.32)

[注] ()書きは信託勘定を含んでおります。

◎貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

[単位：百万円]

	平成22年9月期				平成23年9月期				摘要		
	期首残高	当中間期	当中間期減少額		期末残高	期首残高	当中間期	当中間期減少額			
		増加額	目的使用	その他		増加額	目的使用	その他			
一般貸倒引当金	4,794	4,559	—	4,794	4,559	4,568	4,098	—	4,568	4,098	*洗替による取崩額
個別貸倒引当金	4,138	3,990	720	3,379	4,029	4,770	4,980	227	4,503	5,019	*主として税法による取崩額

◎貸出金償却額

[単位：百万円]

	平成22年9月期		平成23年9月期	
貸出金償却額	59	(59)	109	(129)

[注] ()書きは信託勘定を含んでおります。

◎特定海外債権残高

該当事項ありません。

◎リスク管理債権残高

[単位：百万円]

	平成22年9月期		平成23年9月期	
破綻先債権額	1,749	(1,787)	1,715	(1,716)
延滞債権額	16,456	(16,914)	14,900	(15,403)
3カ月以上延滞債権額	464	(464)	384	(390)
貸出条件緩和債権額	1,411	(1,427)	1,021	(1,031)
合計	20,082	(20,594)	18,021	(18,542)

[注] 1. 上記の債権額は貸倒引当金控除前の金額であります。

2. ()書きは信託勘定を含んでおります。

3. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

4. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

5. 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

6. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。